菊川市役所庁舎東館多目的エリア条例

(趣旨)

第1条 この条例は、菊川市役所庁舎東館多目的エリアの設置、管理等に関し必要な事項 を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民が集うことのできるにぎわいの場として、広く地域住民の利用に供する ため、菊川市役所庁舎東館多目的エリア(以下「多目的エリア」という。)を次のとおり 設置する。

名称	位置
菊川市役所庁舎東館多目的エリア	菊川市堀之内1500番地

(施設の種類)

- 第3条 多目的エリアの施設の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 予約スペース
 - (2) フリースペース

(開館時間)

第4条 多目的エリアの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 多目的エリアの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、 市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(使用の承認)

- 第6条 予約スペースを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の承認には、多目的エリアの管理のために必要な限度において、条件を 付することができる。

(使用期間)

第7条 予約スペースは、3日を超えて連続して使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の不承認)

- 第8条 市長は、第6条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに 該当するときは、同項の承認をしないことができる。ただし、第3号に該当する場合で あって、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
 - (4) 多目的エリアの管理上支障があると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当であると認めるとき。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を他人

に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に予約スペースを使用してはならない。

(使用の承認の取消し等)

- 第10条 市長は、使用者が、その申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する ときは、その承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができ る。
 - (1) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (2) 第8条各号に掲げる理由が生じたとき。
 - (3) 前条の規定に違反したとき。
 - (4) この条例に違反したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- 2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責め を負わない。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が 特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

- 第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (使用料の不還付)
- 第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、 使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用者の特別設備等の制限等)

- 第14条 使用者は、予約スペースに特別の設備等を設けようとするときは、あらかじめ市 長の承認を受けなければならない。この場合において、特別の設備等に要する費用は、 使用者が負担しなければならない。
- 2 市長は、多目的エリアの管理上特に必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を設けることを命ずることができる。

(入館の制限)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、多目的エリアへの入館を 拒否し、又は多目的エリアからの退館を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品、動物等を携行する者
 - (4) 多目的エリアの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがある者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、多目的エリアの管理上支障があると認められる者 (立入り)
- 第16条 市長又は市長から指定された者は、多目的エリアの管理上必要があると認めると きは、使用中の施設等に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、正当な 理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(使用者の原状回復の義務)

- 第17条 使用者は、その使用が終了したとき又は第10条第1項の規定により使用の承認を 取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、速やかに予 約スペースの施設又は附属設備を使用者の負担により現状に復さなければならない。た だし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者 が負担しなければならない。

(使用者等の損害賠償の義務)

第18条 使用者その他の多目的エリアを使用する者(以下この条において「使用者等」という。)は、自己の責めに帰すべき理由により多目的エリアの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを使用者等の負担により原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月2日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から 施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項及び第14条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の 行為は、この条例の施行の日前においても、第6条及び第14条の規定の例により行うこ とができる。

別表 (第11条関係)

予約スペース使用料

区分	使用する時間	使用料	
		市内	市外
午前1	午前9時から午前11時まで	360円	1,080円
午前 2	午前11時から午後1時まで	360円	1,080円
午後1	午後1時から午後3時まで	360円	1,080円
午後 2	午後3時から午後5時まで	360円	1,080円
夜間1	午後5時から午後7時まで	360円	1,080円
夜間 2	午後7時から午後9時まで	360円	1,080円